

男女共同参画ニュースレター

男女共同参画推進委員会

研修会の実施について

男女共同参画推進委員会では、2014年度・2013年度に引き続き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方に関する研修会を実施しました。

【テーマ】ワークライフバランスを考えよう！

～働き方改革で、さらなる能力発揮を～

【日時】2015年11月2日（月）16:00～17:00

【講師】公益財団21世紀職業財団客員講師 土井文子氏

【会場】京都教育大学 附属桃山小学校 ランチルーム



研修会では、ワークライフバランスの考え方と具体的な進め方について、土井氏にお話をいただきました。土井氏は、まず「性や年齢などに関わらず」、誰もが「やりがいや充実感」を感じながら、「意欲と能力を発揮して労働市場に参加すること」は、「我が国の活力と成長力を高め」、「持続可能な社会の実現にも資する」ことになると説明しました。

その上で、ワークライフバランスを進めていくための具体的な方法について、個人としてできること、また組織として取り組むことを、参加者からの意見も踏まえて考えました。

たとえば、会議の終了時刻を事前に設定すること、会議での資料は事前に参加者に配布し、会議当日は必要なポイントに焦点をあてて話し合うこと、会議ではできるだけ積極的に意見を出して結論が早く導き出せるように協力すること、などが話題となりました。

研修会ではグループワークも取り入れていただき、参加者が自身のワークとライフのバラ

ンスの現状をパーセンテージで書き出した後、理想のバランスについても考える時間が設けられました。さらに、理想のバランスに近づくために今からできることについて、参加者どうしが話し合い、交流する機会となりました。

今後も、組織としてのワークライフバランスを進めていきたいと思えます。



女性活躍推進法について(平成28年4月1日施行)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の事業者は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなり、本学も下記の行動計画を策定しました。

国立大学法人京都教育大学行動計画

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間：平成28年4月1日から平成30年3月31日（2年間）
2. 課 題
 - (1) 採用における男女割合、男女の継続勤務年数に大きな差は見られないが、管理職に占める女性の割合が低い。
 - (2) 有給休暇取得率の低い職種等がある。
 - (3) 裁量労働制による教員の労働時間報告において通常勤務者の労働時間数より多い者の割合が高い。
3. 目 標
管理職に占める女性比率13%以上を確保する。
4. 取組内容と実施時期
 - 取組1：女性教職員を対象として管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する。
 - 取組2：仕事と家庭の両立に資する休暇等の制度を積極的に周知する。
 - 取組3：長時間労働の縮減に向けた取り組みを実施する。

取組の実施時期はホームページをご覧ください。

アクションプランの達成状況をホームページに掲載しました。

<http://www.kyokyo-u.ac.jp/danjo/>

京都教育大学 男女共同参画推進委員会
(担当：総務・企画課)